

### 小児救命救急センターの認定基準(三次)

項目	認定基準
受入	24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供すること 小児救急医療の「最後の砦」として、搬送先医療機関の選定に難渋する小児救急患者、特に乳幼児の救急患者の受入れに努めること
人員	小児集中治療室に、常時、専従の医師及び研修医を確保すること なお、専従の医師については、日本集中治療学会が認定した集中治療専門医、日本小児科学会が認定した小児科専門医、日本救急医学会が認定した救急科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと
	小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合（必要時には患者1.5名に1名以上）で確保すること
	診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学療法士及び臨床工学技士を院内に確保すること
入院数	小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であること
救急搬送受入	救急搬送を相当数（本院を含む。）受け入れること
施設	専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有すること なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくこと
	診療に必要な施設は耐震構造であること
設備	必要な医療機器を備えること

国「救急医療対策事業実施要綱」の整備基準のうち必須項目を抽出  
下線部は府独自（救命救急センター認定基準と同様の表現）